

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第5（略） 行為を行う場合				別表第5（略） 行為を行う場合			
種別		利用料金		備考			
(略)		(略)		(略)		(略)	
競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設（附帯設備及び器具を除く。）	別表第5の2の項の表に掲げる区分に応じ、それぞれの利用料金の額の1.5倍の額		競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設（附帯設備及び器具を除く。）	別表第4の2の項の表に掲げる区分に応じ、それぞれの利用料金の額の1.5倍の額	
(略)		(略)		(略)		(略)	
有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告	静岡県草薙総合運動場野球場及び静岡スタジアム	(略)	有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告	静岡県草薙総合運動場野球場、愛鷹広域公園多目的競技場及び静岡スタジアム	(略)
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。